

美容所

＝問題＝

厚労省の見解に困惑する各企業

最大の問題は無資格者の横行!?

結婚式直前以外の、リハーサル・フォトウエディングのヘアメイクは、美容所設置義務の例外規定にあてはまらないという厚生労働省の見解を経済産業省が発表したのが8月15日。この発表により、美容所登録をしていない各社、さらにブライダル美容、専門学校等が新たな対応を余儀なくされている。さらに美容所登録の問題から、ブライダル美容が抱えていた【無資格者の横行】も頭をもたげてきた。この2つの問題は、実は密接に関連している。今、改めてブライダル美容の適正化が求められている。

美容所登録問題で浮上

業界にはびこる無資格者のヘアメイク

美容所登録の問題によって浮上している無資格者によるヘアメイクの実態。美容所登録をした場合には、そこで勤務する美容師の免許を保健所に提出し、しかも年に1回は監査を受けている。つまり、美容所で無資格者を雇用することは、事実上不可能でもある。

ところが、美容所登録をしていないブライダル施設は、いわばブラックボックス化していた。「出張型の派遣企業と契約しているが、ヘアメイクを施すスタッフが来ても免許は確認していない。信用していると言えば聞こえはいいが、現実には半分程度が無資格者ではないかと考えられる」とは大手ブライダル企業担当者の話だ。美容所登録をしていなければ、保健所の監査を受けることもなく、そこが温床になっていると語る。

専門学校では、時流に乗ってブライダルビューティ、ヘアメイクなどの科を設けているが、そこで学んでも免許受験の資格を得られないというケースも現実にはある。無資格者が次々に生み出される仕組み、横行させてしまっている構造が浮き彫りになっている。

経済産業省発表の骨子

美容所以外の場所において業を行うことが出来る場合として、美容師法施行令第4条第2号に「婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合」と規定されている。そのため、ブライダル関連施設の中には、美容所登録をしていないケースも多かった。

これについて、経済産業省は厚生労働省の見解として、「結婚式に先立つリハーサルにおけるヘアメイク」は直前にはならない。「挙式をせずに記念写真の撮影のみを行うフォトウエディングにおけるヘアメイク」は、婚礼その他の儀式にあてはまらず、例外規定に含まれないと発表した。

利便性との兼ね合い

美容所登録の問題で、もっとも打撃を受けると考えられるのが、ゲストハウス、独立型の式場だ。ホテルの場合、すでにインテナントで美容所を展開しており、さらにレストランなどではもともとブライズルームなどもなく美容室と提携するケースが多かった。

これに対して、ゲストハウスを始めとした独立型の専門式場で既存施設内にインテナントの美容所を設けていたり、自ら美容所登録をしているケースは現状少ない。そもそもそこに行けば全て対応出来るという利便性が強みであったことから、リハーサルのみ近隣の美容室で対応するという提案が難しいというジレンマも抱えている。

今回、複数のゲストハウス企

業に、美容所登録に関する実情と今後の対応について話を聞いた。

既存施設はどうする？

A社は、運営する全ての会場で美容所登録をしていないという。今回の問題以降、法律専門家からの意見も仰ぎながら、「今後の状況を慎重に見極めつつ、対応を考えていく」と担当者は話している。

既存会場を美容所登録する場合はリニューアルが必要となり、非常に難しいようだ。また今後出店する予定の新店舗についても、すでに美容所登録する前提での構造ではないという。「何かしらの対応が必要なことは分かるが、現実問題難しい部分も。何もアクションを起こさない可能性も“対応”の1つとしてあり得る」と語った。

B社も既存の会場で美容所登録しているところは一つもない。問題が出た後、社内でその対応策を考えるミーティングが始まったという。「難しいのが、地域によって美容パートナーが異なる点。パートナーがすでにサ



▲ゲストハウス企業は今後の対応に迫られる（イメージ）

ロンワークをしているところであれば、リハーサルや前撮りのみサロンでという対応も出来るが、派遣型の企業と提携している地域はそれも出来ない。」

リハーサル以上に、前撮り部分のダメージが大きいとも語る。B社では現在全体の70%のカップルが前撮りを希望している。これまでは施設内のブライズルームで、美容師に来てもらって対応していたが、これが出来ないとなれば、特に派遣型企业と提携している会場は売り上げにも響いてくる。

一部美容の内製化を進めているC社。内製化を進めていくにつれ、この問題が出てくるのではと数年前から予測をしていたという。とはいえ、対応会場は一部に留まっているのも現実だ。

「ヘアメイクのリハーサルの時に、顧客満足度向上も視野にドレスと一緒に着

せるという対応も行っていたが、提携美容サロンでそこまでは出来ないはず。可能性としては、衣裳サロン併設という形で、アクセスのいい場所に新規で美容室を設けていくという方法ではないか。」

内製化で問題を把握

同じく内製化を進めてきたD社も、所有する施設のうち一部はすでに美容所として登録済みだ。今回のリリース発表を機に、その他の運営会場でも対応を進めていくという。

「経産省からの発表が出た以上、美容所登録に関してはもう目を背けられないのでは。法令に即して、少しずつではあるがすでに美容所登録している施設を参考に、対応を取っていければ」と語っている。

ブライダル各企業では、コンプライアンスの面から、困惑しつつも対応を進めていくという考えを持っている。もっとも現実的に、既存施設内に新たに給排水などどこまで設置できるかといった問題が今後浮上することは確実だ。

70%に達する前撮り需要への対応必要

ゲストハウスの苦しい胸の内